

「医師の働き方改革について」補足資料 (36協定届の新様式等について)

令和5年度 第2回岡山県医療勤務環境改善支援センター オンライン講習会

岡山労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

時間外労働・休日労働に係る上限規制の概要

【現在】

医業に従事する医師

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	-	-	-	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	-	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100未満	-	-	-	-	-
	複数月平均上限(※)	80	-	-	-	-	-
年	限度時間(原則)	360	-	-	-	360	-
	上限	720	-	-	-	720	-

【令和6年4月1日~】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	特定医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	45	45	45	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100未満	-	100未満	100未満(※)(注2)	100未満	-
	複数月平均上限(※)	80	-	80(注1)	-	80	-
年	限度時間(原則)	360	360	360	360	360	-
	上限	720	960	720	960(※)(注3) 1,860(※)(注4)	720	-

※ 休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。各医療機関の36協定において定めることができる時間の上限は、連携B水準960時間、B水準及びC水準は1860時間。面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

特定医師（労基法第141条第1項）

医業に従事する医師で、医療提供体制の確保に必要なものとして厚生労働省令で定める者。

- ・病院若しくは診療所で勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）
- ・介護老人保健施設若しくは介護医療院で勤務する医師

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式改正について

令和6年4月1日以降に使用する36協定届の様式一覧

様式	備考
①様式第9号	③～⑨に該当しない事業場
②様式第9号の2	③～⑨に該当しない事業場（特別条項）
③様式第9号の3	新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務
④様式第9号の3の2	工作物の建設の事業（災害時における復旧・復興の事業に限る。）が含まれている場合
⑤様式第9号の3の3	工作物の建設の事業（災害時における復旧・復興の事業に限る。）が含まれている場合（特別条項）
⑥様式第9号の3の4	労働者に自動車運転の業務を行う者が含まれている場合
⑦様式第9号の3の5	労働者に自動車運転の業務を行う者が含まれている場合（特別条項）
⑧様式第9号の4	労働者に 特定医師が含まれている場合
⑨様式第9号の5	労働者に 特定医師が含まれている場合（特別条項）

医療機関の人員体制によっては、①若しくは②で36協定を届け出ることがある。

（例）36協定の対象労働者に特定医師が含まれておらず、事務職及び看護師に係る36協定を届け出る場合

※⑧及び⑨は、「**36協定の対象労働者に特定医師が含まれている場合は**」と定められているため（労基則第70条）。

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式改正について （新旧様式の比較） 特別条項を定めない場合

時間外労働に関する協定届
休日労働に関する協定届

様式第9号の4（第70条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）	
時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数	
				1日	1日を超える一定の期間（起算日）
① 下記②に該当しない労働者					
② 1年単位の実形労働時間制により労働する労働者					
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻	期間
協定の成立年月日		年	月	日	
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名				職名 氏名	
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法					
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 <input type="checkbox"/> （チェックボックスに要チェック）					
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等を締結することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 <input type="checkbox"/> （チェックボックスに要チェック）					
年		月		日	
使用者				職名 氏名	
労働基準監督署長殿					

（旧様式）～R6.3.31

※本様式は令和6年3月31日をもって廃止。

時間外労働に関する協定届
休日労働に関する協定届

様式第9号の4（第70条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1日（1日については50時間まで） 1週間（1週間については42時間まで） 1年（1年については500時間まで） 起算日	期間
				1日	1日を超える一定の期間（起算日）		
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の実形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	期間	
協定の成立年月日		年	月	日			
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名				職名 氏名			
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法							
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 <input type="checkbox"/> （チェックボックスに要チェック）							
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等を締結することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 <input type="checkbox"/> （チェックボックスに要チェック）							
年		月		日			
使用者				職名 氏名			
労働基準監督署長殿							

① 「延長することができる時間数」
1日、1箇月、1年について延長することができる時間

② 「起算日（年月日）」欄

③ 「労働させることができる法定休日の日数」等の欄

④ 「チェックボックス」欄
医業に従事する医師（特定医師）と医業に従事する医師に該当しない者でチェックボックス欄が異なる。

⑤ 「労働保険番号、法人番号」欄

（新様式）R6.4.1～

① 「延長することができる時間数」
1日、1箇月、1年について延長することができる時間

② 「起算日（年月日）」欄

③ 「労働させることができる法定休日の日数」等の欄

④ 「チェックボックス」欄

医業に従事する医師（特定医師）と医業に従事する医師に該当しない者でチェックボックス欄が異なる。

⑤ 「労働保険番号、法人番号」欄

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式改正について 特別条項を定める場合（1ページ目）

様式第9号の4（第70条関係）

時間外労働に関する協定届
休日労働

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）	
時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数	
				1日	1日を超える一定の期間（起算日）
① 下記②に該当しない労働者					期間
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者					
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻	期間

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 （チェックボックスに要チェック）

年 月 日

使用者 職名 氏名

労働基準監督署長 氏名



様式第9号の5（第70条関係）

時間外労働に関する協定届
休日労働

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）
				1日	1日を超える一定の期間（起算日）		
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（医療に従事する医師は除く）。

（チェックボックスに要チェック）

【医療に従事する医師】
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ1年について960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）については1,800時間）以下でなければならないこと（ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない）。

（チェックボックスに要チェック）

（旧様式）～R6.3.31

※本様式は令和6年3月31日をもって廃止。

（新様式）R6.4.1～

1ページ目については、特別条項を定めない場合の36協定届とおおむね同じ内容（P4を参照。）。

※特別条項を定める場合は様式第9号の5を使用。

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式改正について 特別条項を定める場合（2ページ目：新設）

様式第9号の6（第70条関係）

時間外労働 休日労働 に関する協定届（特別条項）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (常務員以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。ただし、②-⑤について、面接指導を実施し、健康維持のために必要な装置上の適切な措置を講ずることとして いる場合はこの限りではない。)		1年 (①については720時間以内（時間外労働のみ の時間数）、②-⑤については960時間以内、②-⑤ については1,860時間以内（②-⑤は時間外労働 及び休日労働を合算した時間数）に限る。)	
			延長することができる時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数
① (下記②-⑤以外 の者)								
② A水準医療機関 で勤務する医師								
③ B水準医療機関 で対象業務に従 事する医師								
④ 連携B水準医療 機関で対象業務 に従事する医師								
⑤ C水準医療機関 で対象業務に従 事する医師								

上限時間	1か月 (※1)	1年
A水準	100時間未満	960時間
B水準	100時間未満	1,860時間
連携B水準	100時間未満	960時間 (※2)
C-1水準	100時間未満	1,860時間
C-2水準	100時間未満	1,860時間

※医業に従事する医師（特定医師）であるかどうか、指定に係る業務に従事する医師であるかどうかによって記入欄が異なる。

- ① 以下の②～⑤以外の者
(例) 看護師、事務職員等
- ② A水準医療機関で勤務する医師 **(B水準等指定を受けた医療機関において、当該指定に係る業務に従事しない医師を含む。)**
- ③ B水準医療機関で、当該指定に係る業務に従事する医師
- ④ 連携B水準医療機関で、当該指定に係る業務に従事する医師
- ⑤ C水準医療機関で、当該指定に係る業務に従事する医師

※1 36協定において、厚生労働大臣の定める要件に該当する面接指導（労基則の面接指導）等に係る定めをした場合、1か月の上限は適用されない。
実際に、100時間以上の時間外労働・休日労働を行わせる場合は、上記面接指導等を実施する必要がある。

※2 960時間は各院の36協定で定めることができる上限時間。
「連携B水準」については、他院で兼業した場合の労働時間を通算することとなり、通算して1,860時間が1年の上限時間となる。7

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式改正について 特別条項を定める場合（3ページ目：新設）

各水準の指定の有無によって記載する内容（箇所）が異なるのでご注意ください。

限度時間を超過して労働させる場合における手続		
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（医業に従事する医師は除く）。	1	<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
【医業に従事する医師】 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣のものに限る。）については1,860時間）以下でなければならないこと（ただし、1箇月について100時間以上となるが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になっても差し支えない）。		<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
2②-⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。		<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。		
1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間を超す前に疲労の蓄積の状況を把握し、面接指導を行うこと（②で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後の面接指導でも差し支えない）。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。	3	<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超過した場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。		<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
4②-⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。		<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
協定の成立年月日	年	月
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の	職名	氏名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（		）
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。		<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。		<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
年	月	日
	使用者	職名 氏名
		労働基準監督署長殿

① 水準の指定に関係なく、記載及びチェックが必要な欄

※医業に従事する医師（特定医師）と医業に従事する医師に該当しない者でチェックボックス欄が異なる。

② B水準、連携B水準、C水準の指定がある場合にチェックが必要な欄

※A水準の医療機関はチェック不要

③ 水準の指定に関係なく、チェックが必要な欄
（1か月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が、100時間を超えることが見込まれない場合を除く。）

※他の医療機関で兼業・副業を行うことが想定される場合は、チェックを入れるようにしてください。

④ B水準、連携B水準、C水準の指定がある場合にチェックが必要な欄

※A水準の医療機関はチェック不要

36協定を届け出る際の注意点（よくあるご質問）

～【対象期間の初日が令和6年4月1日以後である36協定を令和6年4月1日前に届け出る場合】について～

(例)

- 労働基準監督署への届出年月日 令和6年3月1日
- 対象期間の初日（起算日） 令和6年4月1日

この様式は新様式です。

※「有効期間の初日」ではありません。



新様式での届出となります。

新様式とは...
(P3を参照)

- 36協定の対象労働者に特定医師が含まれない場合
様式第9号又は様式第9号の2
- 36協定の対象労働者に特定医師が含まれる場合
様式第9号の4又は様式第9号の5

令和5年度中の届出の際はご注意ください。

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類		労働者数（1日以上の者）		1日 1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 1年（①については360時間まで、②については320時間まで）	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類		労働者数（1日以上の者）		起算日（年月日） 法定労働時間を超える時間数（任意）	
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類		労働者数（1日以上の者）		所定休日（任意） 労働させることができる法定休日における就業及び終業の時刻	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（医療に従事する医師は除く。）。							
<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)							
【医療に従事する医師】 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）については1,860時間）以下でなければならないこと（ただし、1箇月について100時間以上となるが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になっても差し支えない。）。							
<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)							

36協定の届出に係る経過措置について（令和6年4月1日以降）

- **施行日（令和6年4月1日）以後**、所轄労働基準監督署長への届出は、**原則、新様式で行う**こととなります。
- 例外（経過措置）として、以下に該当する場合は旧様式（P4左側参照）で届け出ることができます。
 - ・「**令和6年4月1日**前にされた36協定を**同日以後に届け出る場合**」
 であって、
 - ・「**対象期間の初日が令和6年4月1日前であるもの**及び当該協定を更新しようとする旨の協定が令和6年4月1日前にされたもの」

※「有効期間の初日」ではありません。

この様式は旧様式です。

様式第9号の4（第70条関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)		
① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数	期間
					1日	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者						
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名
 協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名氏名
労働基準監督署長殿

医師の上限規制、36協定届の作成・届出に関する
ことでお困りの際は、

- ・ 岡山労働局労働基準部監督課
- ・ 最寄りの労働基準監督署
- ・ 岡山県医療勤務環境改善支援センター

にご相談ください。

岡山県内の労働基準監督署の所在地・管轄はこちら



36協定届（様式）のダウンロードはこちら

